

規 則

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十三号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（平成二十四年埼玉県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

（表面）

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話 番 号

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育について届け出ます。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
	(うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

同意する 同意しない

(裏面)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。なお、当該場所を特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
- 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

養蜂振興法第8条第1項の規定により、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届の提出後、同条第2項の規定により、都道府県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

（表面）

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電 話 番 号

先に届けた事項について変更があったので、養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所

	氏名又は名称及び代表者氏名	住 所
変更前		
変更後		

2 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

	飼 育 場 所	飼 育 蜂 群 数
変更前		(うち日本蜜蜂)
変更後		(うち日本蜜蜂)

3 年蜜蜂飼育計画

	飼 育 場 所	飼 育 予 定 最 大 計 画 蜂 群 数	飼 育 期 間
変更前		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
変更後		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

4 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

同意する 同意しない

(裏面)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 変更があった事項を記入してください。
- 3 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。
- 4 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

養蜂振興法第8条第1項の規定により、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届の提出後、同条第2項の規定により、都道府県から、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

（表面）

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話 番 号

蜜蜂の転飼について許可を受けたいので、養蜂振興法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 年蜜蜂転飼計画

転飼しようとする場所	左の土地所有者の氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所	最大計画蜂群数	転飼期間	飼育者の氏名又は名称及び代表者氏名並びに住所
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	
		(うち日本蜜蜂)	年 月 日から 年 月 日まで	

2 個人情報に係る同意事項

県が、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で、協力を求める他の都道府県、市町村、蜜蜂飼育者その他の関係者に対して本届に記載された個人情報を提供することについて

同意する 同意しない

(裏面)

備考

- 1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等の番号を記入してください。
- 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号等並びに必要な緯度及び経度）を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。

提出に当たっての留意事項

本届に記載された内容は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ利用します。

様式第4号（第1条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名 氏 名	写 真
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 第2面については、記載する法令の条項の数に応じて行を適宜追加することとし、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。
 - 6 この証明書は、関係する法令の規定を踏まえ、記載内容等を調整することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の養蜂振興法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。